

4 水質・底質の現況

4.3 化学物質（ダイオキシン類）汚染の現況

ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。現在の我が国での主な発生源はごみ焼却施設からの大気中への排出であるが、その他にも金属精錬などにおける燃焼等の熱処理工程などさまざまな発生源がある。

環境中に排出された後のダイオキシン類の挙動はよく分かっていないが、例えば、大気中に排出されたダイオキシン類が付着した粒子等が地表に達することにより、土壌や水を汚染し、さらに、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類などの生物にも蓄積されていくと考えられている。

旧環境庁では、平成10年度に「ダイオキシン類全国緊急一斉調査」で大気、公共用水域水質、地下水質及び土壌について、「平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査」（以下「11年度調査」という。）で公共用水域水質、地下水質及び公共用水域底質について調査を行った。

その後、平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）が制定され、平成12年1月に施行されたが、法では、都道府県知事及び法の政令市（以下、「政令市」という。）の長は、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとされた。

これにより、法に基づく常時監視として、平成12年度から全国的に、大気、公共用水域水質、地下水質、公共用水域底質及び土壌のダイオキシン類に係る調査が実施されている。

令和4年度においては、水質について全国の海域の218地点で実施され、水質環境基準（年間平均値1pg-TEQ/L以下）を超過した地点は確認されなかった。なお、瀬戸内海においては、96地点において調査が実施された。

令和4年度の調査結果のうち、海域に係る水質及び底質の結果を表4-5に示す。

表4-5 (1) 令和4年度ダイオキシン類濃度測定結果

（水質 単位：pg-TEQ/L、底質 単位：pg-TEQ/g）

府県名	調査地点名	水質	底質	備考
		平均	平均	
大阪府	大阪湾(1) 大阪湾C-3	0.050	16	
	大阪湾(1) 大阪港No. 5ブイ跡	0.084	24	
	大阪湾(1) 大阪港関門外	0.070	17	
	大阪湾(1) 堺7-3区沖	0.028	15	
	大阪湾(2) 大阪湾B-4	0.053	13	
	大阪湾(3) 大阪湾A-3	0.048	6.2	
	大阪湾(4) 大阪湾A-7	0.046	7.5	
	大阪湾(5) 大阪湾A-11	0.045	1.7	
	播磨海域(5) 大塩港内	0.33	33	
	播磨海域(7) 飾磨港内1	0.14	20	
兵庫県	播磨海域(11) 的形沖	0.037	5.1	
	大阪湾(1) 甲子園浜	0.033	11	
	大阪湾(1) 香櫨園浜	0.028	19	
	大阪湾(1) 第4工区南沖合(1)	0.066	16	
	大阪湾(1) ポートアイランド東第6防波堤北	0.065	16	
	大阪湾(1) 神戸港中央	0.071	13	
	大阪湾(2) 第4工区南沖合(2)	0.076	15	
	大阪湾(2) ポートアイランド南沖合(1)	0.065	13	
	大阪湾(2) 遠矢浜北側水域	0.54	84	
	大阪湾(4) JR須磨駅前	0.089	0.28	
	大阪湾(5) 舞子漁港	0.067	0.21	
	兵庫運河 材木橋	0.24	33	
	播磨灘北西部 鹿久居島東沖	0.059	10	岡山県 播磨灘北西部鹿久居島東沖と同一地点